

市民税・県民税の計算方法

1. 納税義務者

- ① その年の1月1日現在、栃木市内に住所がある人
- ② その年の1月1日現在、栃木市内に事務所、事業所、家屋敷を持つ人で、栃木市内に住所がない人

2. 非課税の範囲

- (1) 均等割非課税（前年中の合計所得金額が下記金額以下の場合） 注1: 森林環境税非課税は、④の27万円が26.8万円となります。
 - ①生活保護法による生活扶助を受けている人
 - ②自分が障害者・未成年者・寡婦またはひとり親・・・135万円
 - ③同一生計配偶者および扶養親族がいない人・・・38万円
 - ④同一生計配偶者および扶養親族がいる人・・・28万円×（同一生計配偶者および扶養親族の数+1）+27万円 注1: 26.8万円
- (2) 所得割非課税（前年中の総所得金額等が下記金額以下の場合）
 - ①同一生計配偶者および扶養親族がいない人・・・45万円
 - ②同一生計配偶者および扶養親族がいる人・・・35万円×（同一生計配偶者および扶養親族の数+1）+42万円

3. 税率

所得割 市民税：6% / 県民税：4%

※分離課税の所得は税率が異なります。

均等割 市民税：3,000円 / 県民税：1,700円

※令和9年度まで「とちぎの元気な森づくり県民税」が県民税に700円加算されています。

森林環境税 1,000円

4. 税額の計算方法

- ①繰越控除適用後の総所得金額－所得控除合計＝課税総所得金額・・・ア
- ②ア×税率＝税額控除前所得割額・・・イ
- ③イ－税額控除額＝所得割額 → ④所得割額＋均等割額＋森林環境税額＝年税額（1年間の税額）

※税額控除額は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額です。

※所得割額から控除することができなかった配当割額または株式等譲渡所得割額の控除額は均等割から差し引かれます。それでもなお引ききれない場合は還付します。

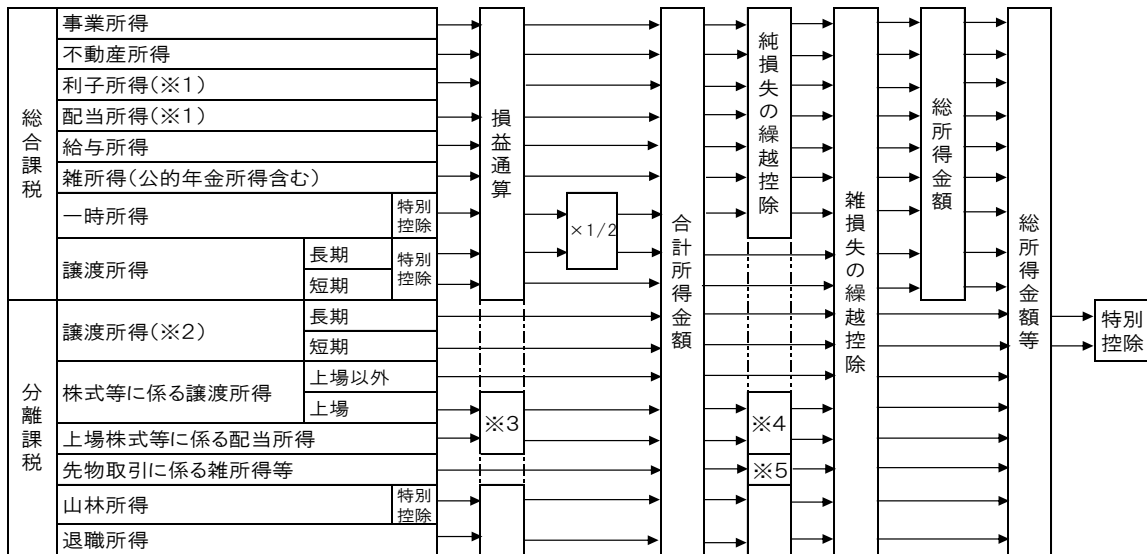
※分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

5. 所得控除額（一覧） ※支払額は前年の1月～12月中で計算します。人的控除は前年の12月31日の現況で適用します。

控除の種類	控除の条件・金額	控除額	配偶者控除	自分の合計所得金額		
				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
雑損控除	次のいずれか多い額 ①(災害等による損害額+災害関連支出額-保険金等の補てん額)-総所得金額等×10% ②災害関連支出額-5万円		一般	33万円	22万円	11万円
医療費控除	①総所得金額等が200万円以上のとき (医療費の支払額-保険金等の補てん額)-10万円 ②総所得金額等が200万円未満のとき (医療費の支払額-保険金等の補てん額)-総所得金額等×5% ※限度額200万円		老人(70歳以上)	38万円	26万円	13万円
セルフメディケーション税制	(特定一般用医薬品等の支払額-保険金等の補てん額)-1万2千円 ※限度額8万8千円		配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
社会保険料控除	支払金額		58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
小規模企業共済等掛金控除	支払金額		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
生命保険料控除	新契約 12,000円以下 12,001～32,000円 32,001～56,000円 56,001円以上 15,000円 旧契約 15,001～40,000円 40,001～70,000円 70,001円以上	全額 支払額×50%+6,000円 支払額×25%+14,000円 28,000円 全額 支払額×50%+75,000円 支払額×25%+17,500円 35,000円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
			110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
			115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
			120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
			125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
			130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
地震保険料控除	地震保険料 50,000円以下 50,000円以上 5,000円以下 5,001～15,000円 15,001円以上	支払金額 控除額 全額 支払額×50% 全額 支払額×50%+2,500円 10,000円	一般	16歳以上19歳未満・23歳以上70歳未満		33万円
			老人	70歳以上		38万円
			同居老親等	老人扶養のうち自分または配偶者の直系尊属で同居のもの		45万円
特定	19歳以上23歳未満		45万円			
				※16歳未満の扶養親族は控除の対象とはなりません、非課税限度額の計算に人数を適用します。		
基礎控除	合計所得金額 2400万円以下 2400万円超 2450万円 2450万円超 2500万円 2500万円以上	控除額 43万円 29万円 15万円 適用なし	特定親族の合計所得金額	控除額		
			58万円超 95万円以下	45万円		
			95万円超 100万円以下	41万円		
			100万円超 105万円以下	31万円		
			105万円超 110万円以下	21万円		
ひとり親控除	事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるものがおらず、子を扶養し、合計所得金額500万円以下 ①夫と離婚後婚姻しておらず、扶養親族がいる ②夫と死別後婚姻していない ③ひとり親に該当しない ④事実婚をしていない	30万円 26万円	110万円超 115万円以下	11万円		
			115万円超 120万円以下	6万円		
			120万円超 123万円以下	3万円		
			次の場合は配偶者・配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除を受けられません。 ①事業専従者に該当する場合 ②他の人の控除対象配偶者、扶養親族とされている場合			
勤労学生控除	学生で合計所得金額が85万円以下(うち勤労による所得以外が10万円以下)	26万円				

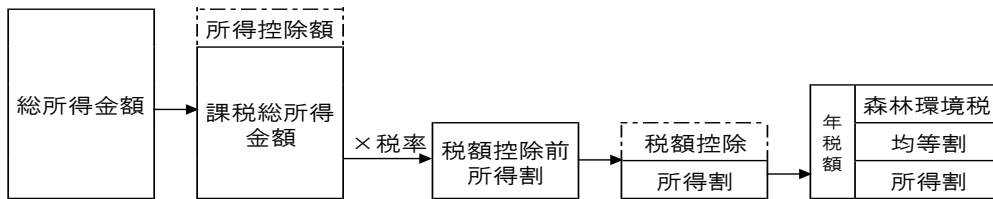
※市民税・県民税の所得控除額です。所得税の控除額と相違するものがあります。

図説 1 合計所得金額・総所得金額・総所得金額等の求め方



- ※1 一律分離課税の適用を受けているものを除きます。
- ※2 居住用財産の買い替え等の場合の譲渡損失がある場合は、損益通算および繰越控除ができます。
- ※3 上場株式等にかかる譲渡損失がある場合は、その年分の上場株式等に係る配当所得等と損益通算ができます。
- ※4 ※3において控除しきれない損失がある場合は、繰越控除ができます。
- ※5 先物取引にかかる雑所得金額等に損失がある場合は繰越控除ができます。

図説 2 年税額の求め方 (イメージ)



図説 3 森林環境税の非課税範囲

納税義務者 国内に住所を有する個人

令和6年から森林整備やその促進に充てるため、「森林環境税」として年間1,000円が市県民税と併せて徴収されます。国税として徴収された「森林環境税」は、「森林環境譲与税」として県・市へ譲与されます。市では、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てられます。

区分	森林環境税の非課税基準	市・県民税 非課税 森林環境税 課税 となる場合	市・県民税の非課税基準
扶養親族等がない方	合計所得金額 38万円以下 (基本額28万円×1+10万円)	-	合計所得金額 38万円以下 (基本額28万円×1+10万円)
扶養親族等がある方	合計所得金額が次の金額以下 【基本額28万円×(扶養親族等の人数+1) +10万円+16.8万円】	合計所得金額が、次の金額の範囲内 【左表記載「森林環境税の非課税基準」の計算額】 ～【右表記載「市・県民税の非課税基準」の計算額】	合計所得金額が次の金額以下 【基本額28万円×(扶養親族等の人数+1) +10万円+17万円】
障害者・未成年者・寡婦 またはひとり親に該当する方	合計所得金額 135万円以下	-	合計所得金額 135万円以下